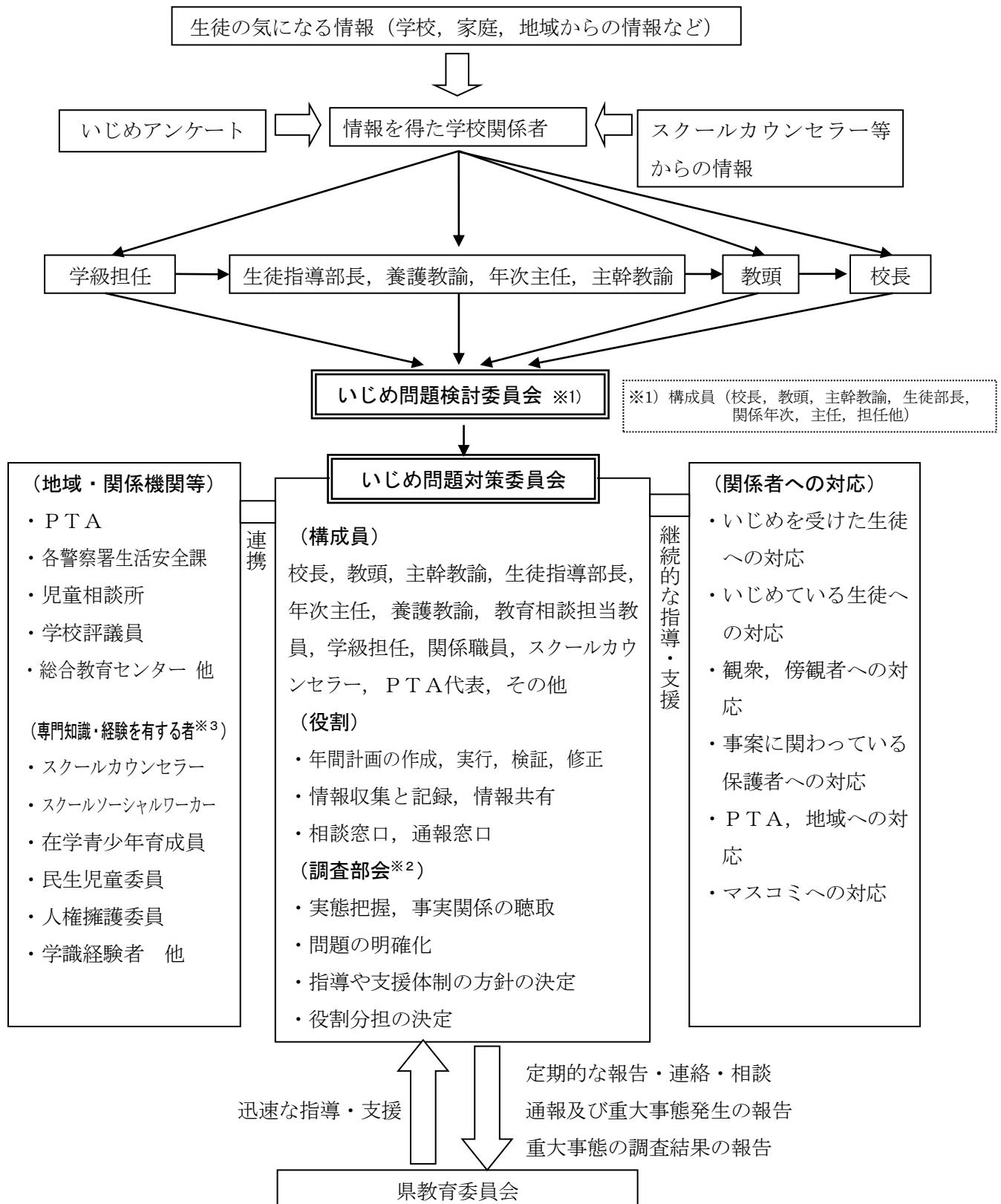


資料 1

【いじめ問題対策委員会】



※2 いじめ事案及び重大事態発生時に調査を行うときは、委員会に調査部会を置くことができる。（いじめ問題対策委員会設置要綱 第4）

※3 重大事態において、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の「いじめ問題対策委員会」等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。（宮城県いじめ防止基本方針 p 21）